

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成29年11月13日（月）午後1時30分から午後3時50分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

東富美子、石川栄司、石倉誠也、今井博文、紙岡智、中村也寸志（委員長）

中山誠一、仲山友章、野田修司、野田寛芳、宮本健志

（五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

武田正、杉原哲治、中村圭吾、野中由規、寺峰功、栗山和昭、小菅和弘

（庶務）

澤江裕史、谷口明、武本洋

第4 議事

1 開会

2 新任委員紹介

3 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が、前回の地裁委員会（家裁委員会と同時開催）テーマ「裁判所における障害者配慮」に関する議事概要の報告を行った。

4 テーマ「裁判員制度について」

(1) 寺峰刑事訟廷管理官から「和歌山地方裁判所における選任手続の現状」，澤江家裁総務課長から「裁判員制度の広報について」，武田刑事部総括裁判官から「模擬評議の紹介」についてそれぞれ説明を行った。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長、○：1号委員（学識経験者）、●：2号委員（弁護士）、△：3号委員（検察官）、□：4号委員（裁判官）、■：事務担当者】

又は庶務】

- 裁判員候補者の出席率向上のための取組について意見交換するに当たり、裁判員制度に関する民間企業でのサポート態勢について伺いたい。
- 2014年12月、裁判官に当社へ来ていただき、刑事裁判とはどういうものかというところから説明をしていただいた。よく理解でき、非常に良かったと思う。その後、裁判員になった際の社内の制度について社員からいくつか問い合わせがあったが、3年が経過し、社員においても裁判員裁判に対する意識は薄れているかもしれない。会社としては、裁判員裁判には義務として参加しようという説明をしている。
- 例えば、裁判員候補者が社内プロジェクトに関与している場合等は参加が難しいか。
- 海外出張が決まっている場合などを除き、会社としては、参加できるように対応する方針である。
- 制度が導入されたことにより、当社では就業規則を変え、特別休暇を取得できるようにした。当社では、年間2、3人が裁判員に選ばれているが、業務に支障があったという声は聞こえてこない。ただし、制度上は配慮していくても、会社や職場で参加しやすいようにとか、辞退率を下げるような取組まではしていないというのが実情である。
- 和歌山は辞退率が全国平均より高く、中小企業の割合が多いという分析があるが、この点はどうか。
- 和歌山は辞退率が高いが、一次産業の割合が多い、高齢者の割合が多い、中小企業の割合が多いという分析をみているとやむを得ないという気もする。1日だけではなく何日になるか分からないということであれば、従業員が1、2人や家族経営のようなところでは対応は難しいと思う。中小企業でも中堅クラスの会社については、おそらく対応ができると思うので、就業規則における休暇の定めを例示することを検討してみたい。

- ⑤ 企業での出前講義は有効か。
 - 中堅企業であれば有効だと思うので、コーディネートもさせていただく。
 - ⑥ 内容として、模擬評議と、一般的な刑事裁判の説明とどちらの方が興味を持たれるか。
 - 模擬評議は分かりやすいと思う。
 - 模擬評議は、実際の評議を圧縮したようなものか。
- 通常は評議に6時間以上かけるものを2時間弱で詰めた形で行うことになる。
- ⑦ 一次産業に従事される方は、大体辞退となっているのか。
 - 辞退理由の中で、家族経営なので代わりがいないということが書いてあり、辞退申出をされる方は多い。大規模農家の方がいるかどうかは分からぬ。
 - ⑧ 裁判員裁判に対する国民の関心は下がっている可能性はあると思うが、例えば、県の施策を県民に浸透させるに当たり広報以外の方法はあるか。
 - 広報ほど難しいものはないと思いつつ日頃から感じている。興味や関心の高い方は何をしても集まっていただけが、関心の薄い方は出てきていただけないので、その層に訴えていくのが難しい。チラシ、ポスターやホームページも見ていただけないとなると、出前講座に行ったり、SNSを利用したり、いろんな方法で訴えるが、広く行き渡りにくいのが現状で、苦労しているところである。裁判員裁判が開始して8年が経ち、裁判員裁判のことを聞くことが少なくなってきたと感じている。裁判員裁判は、それほど難しいことではなく、制度について分かりやすい説明をしてもらえるし、裁判員等経験者がやってよかったと思っていることや、意見を十分に言えたということなどをフィードバックするような広報の仕方もあると思う。裁判所は敷居が高いし、法律の知識の少ない一般の方には不安があるので、自分でもできましたよというような経験者の言葉は重みがあり、

強くアピールしていくとよいと思う。あとは、子供の教育の中でも、制度について触れる機会を作っていくことが重要だと思う。

- 普通、裁判所へは行かないで、若い時に一度裁判所に行ってみるとすることは大事だと思う。法廷を傍聴したり、裁判長の席に座らせてもらったりすると、テレビで見ている裁判の実感は湧くが、裁判員制度は、言葉で聞くだけでは生徒にとって実感が湧きにくい。生徒から見ると、例えば教員が裁判員になった経験の話をすると、興味を持って聞くと思う。企業などでも、経験者の話を口コミで伝えていくのは効果的だと思う。
- 裁判員裁判の制度開始当初と比べ、報道価値は下がっているのか。
- 刑事裁判に裁判員裁判が導入され、「〇〇の裁判員裁判で」という言葉は入るが、殊更裁判員裁判であることを取り上げる必要はなくなっている。裁判員裁判であることがニュースになるという場合は、余りいいことではない。例えば、最近では、裁判員が声をかけられて辞任した事件や、裁判員裁判で過去2番目の長さで37回の公判が開かれる事件などがある。どのような認定がされるのか興味深い事件であるが、一般の人は37回も出席しないといけないのかと受け取る方もいる。広報の関係では、説明のあった裁判員等経験者の意見交換会は面白そうだと思い、実際に裁判所のホームページで調べてみたが、階層が深くアクセスが大変だった。いかにホームページに誘導するかの仕掛けをしないと、裁判員裁判に参加したくないと思っている人が、わざわざそこへアクセスして意見交換会の資料を見るのかは非常に疑問である。裁判員制度を広く知つてもらうためには、例えば、最近あった和歌山地裁の裁判員裁判について、細かなことは掲載できないとしても、どういう事情があつてそれが判決に影響を与えたとか、裁判員裁判に参加すると自分の意見が通つてこういう判決が出るということを紹介して関心をもつてもらわないといけないのでないのではないか。いかに誘導していくかという仕掛けをしていかないと、面倒だとか仕事が忙しいと

いう人の考え方を覆すような効果は出ないと思う。

- 裁判所のホームページは、簡単には改善できないのか。
- 確かに、深い階層までいかないとみられない記事もあるが、裁判員裁判についてはトップページにボタンを設置したりして、改善されているところもある。最高裁で階層の枠組みを設定していることもあり、和歌山地裁独自での取組は現状としては難しい。
- 判決が出た時に、すぐに事件のことを紹介できればということか。
- 興味深い判決が出た時に、なぜこのような量刑になったとか、判決の際に裁判官が何か言ったとかがニュースになる。それで興味を持った人が和歌山地裁のホームページにアクセスし、詳細が分かるようになると、アクセスも増えるし、裁判員裁判に対する関心も多少は高くなると思う。
- 評議の秘密があり、法律上、判決の形成過程は明らかにできない。
- こういう意見があったとかは明らかにできないと思うが、ぼやかしてもどういう議論があったのかは知りたいと思う。評議は一度見てみたいと思う。
- 模擬評議を見てもらうしかないのではないか。弁護士会での広報はどのようにしているか。
- 弁護士会が実施しているジュニアロースクールは、毎年実施していく中でリピーターも増えてきており、裁判所が実施しているキッズ法廷も、回数を重ね定員がすぐに埋まってしまうと聞いている。広報は、単発的にやるのではなく、毎年やっていくことが必要である。出前講義は、制度導入時はかなり行っていたが、最近は数が伸びていない。待っていても依頼が来ないので、こちらから出向いていかないといけない。小学校や中学校の校長会でプレゼンをしたり、実際に学校に行ってPRをすると、さすがに依頼があり、回数は増えてきた。弁護士が来るというのは生徒には受けがよく、行って顔を突き合わせると来年もお願ひしますということになる。

座学よりは、模擬評議のようなロールプレイの方がいいと思う。ただ、例えば中学校に行って3～5クラスあると、きめ細やかに対応するならクラスに1人弁護士が必要となり、マンパワーが必要となり、人的スタッフを揃えるのは難しい。

◎ 檢察庁での広報はどうか。

△ 裁判員制度が導入される前は、私がかつて勤務していた他庁の例ではあるが、企業、自治会、町内会、商工会議所などへ、月に1・2・3回は説明を行っていたと思う。制度が始まってからは、裁判員裁判自体の説明は、声がかかった時にはやっているが、回数は減っている。理由としては、論告、弁論の後に評議が行われ、評議で判決が決まるという一番面白いところに関与しないので、検察庁からは広報ができないことになる。そのため、裁判所が主になっていただく必要があるが、検察庁としても、出前講義や社会見学などのカリキュラムを設けている。検察庁で毎年実施している夏期教員研修においても、刑事裁判を説明する中で、裁判員裁判について、生徒やPTAの皆さんに紹介してくださいとお願いをしているし、1・2か月に1回という割合で、研修の際などに説明をしており、今、検察庁としてできることはやっている。毎週報道記者のレクをしているが、どういう点が問題になりそうか、細かい争点は言えないが、興味を持って聞いてもらえるよう説明している。

◎ 裁判員等経験者の意見交換会も、それ自体が大きく報道されることがない。遠方に居住する裁判員で、毎回裁判所から戻って仕事をして、また裁判所に来るというのを繰り返し、大変だったが非常にやりがいがあったという意見があったが、なかなか伝わらない。参加したくないという理由は、必ずしも仕事ではなく、不安だとか、精神的な負担が重いというものが多いため、裁判所としても取組によって障害を乗り越えられるものもあると思う。他にアイデアがあれば伺いたい。

- 意見交換会は、自由に取材ができるのか。
 - 記者クラブに案内をしており、意見交換会に席を設け、傍聴していただいている。意見交換会の前に、映像も撮影していただくことは可能である。
 - 意見交換会はなぜ1月に行うのか。マスコミにとってはタイミングのようなものがある。5月ということなら、まもなく何年を迎える裁判員制度という形で、意見交換会を通して訴えることができるので、そういうことは考えたほうがよい。平成31年5月は裁判員制度が始まって10年なので、何かやるべきだと思う。
- 意見交換会で出た話で、記事にしてはいけないこともあるのか。
- 守秘義務に反する発言があった場合、記事にしていただくと困るということを説明している。
 - 憲法週間や、法の日週間に合わせてやるのはどうか。何々週間に合わせてとなると、この時期に報道する意味があるので、そのようなことを考えてみてはどうか。
 - 辞退率が高いことについて、高齢化などの抽象論ではなく、もう少し掘り下げて追ってもらうと、読み手としては興味が沸くと思う。
 - 和歌山の辞退率について、全国的な順位はどうか。
 - 下の方ではないかと思われる。
 - 70歳以上、一次産業、中小企業の割合が高いというのは、和歌山だけではなく、大都市圏以外ではほとんどがそうだと思う。その中で和歌山がどのくらいに位置しており、同じような県の中でさらに和歌山だけがという理由を見つけて改善すればいいと思う。
 - 一般的に言われるのは、和歌山市が県の北の端にあり、交通の便が悪く時間がかかるというのがあるが、現実的に分析はできていない。
 - 紀南地域の方の辞退率が高いというようなデータはあるのか。
 - データとしては持ち合っていない。

- 私の感覚では、個人商店や一次産業に従事している者ほど自由の効くものはないと思う。結局、関心を持ってもらうことが難しいのではないか。可能であれば、裁判員候補者に選ばれた通知に1枚、参加者のほとんどがいい経験になったというものを入れると、参加しようという思いになるのではないか。ただ、和歌山の辞退率が全国平均より高いことがそれほど問題なのかとも思う。
- ◎ 発足当初より辞退率が高くなっているが、当初から年数が経って極端に高齢化や一次産業の割合が高くなったとは考えられないので、関心が薄れているのではないか。
- △ 発足当時は、比較的証拠関係が単純でなじみやすいものが多かったと思うが、それがいつからか、長期間に渡る事件や、争ったり黙秘している事件が増えてきて、難しい事件が増えているという印象になってきていることもあると、個人的には思っている。発足当初の辞退率と比較するのではなく、否認事件や、審理に長期間を要する事件が始まった3年目以降の数値の推移を検討した方がいいのではないか。100日以上を要する事件があった2、3年前を期に辞退率が上がっているようにも思う。裁判員裁判に参加したくない理由として、「法律知識がない。」や「自分の意見を言えるか自信がない。」という方が合計27パーセントいるが、模擬評議をやってみると、そんなことはないとすぐに分かると思うので、解消は可能だと思う。遺体写真等の証拠を見るのは不安であるという方が13パーセントいるが、現在遺体写真を裁判員裁判で出すことは全くと言っていいくらいなく、犯行現場の血が飛び散っている写真も使わないので、そういう実情が分かれば解消されるのではないか。これらが解消されると、合計40パーセントくらいが解消されることになる。仕事の都合や産業構造の面もなんとかしなければいけない問題ではあるが、それよりもまず広報のやり方を考えていかなければならない。

5 次回委員会の意見交換テーマ

労働審判について

6 次回委員会の開催日時

平成30年6月4日（月）午後1時30分

7 閉会